八郎潟町空き家バンク利用促進報奨金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、八郎潟町空き家情報登録制度「空き家バンク」に住居を登録し、移住希望者への住居の提供に協力した者に交付する八郎潟町空き家バンク利用促進報奨金に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　報奨金を交付する対象者は、八郎潟町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱に基づいて、売買又は賃貸借の契約に至った空き家所有者とする。

（報奨金の額等）

第３条　報奨金は、１物件につき１回限りとし、報奨金額は、居宅部分１㎡当たり１，０００円（１円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、報奨金の額が５万円以下の場合は５万円とし、上限額は１５万円とする。

（報奨金の交付手続）

第４条　報奨金は、受け渡しのあった日から３箇月以内に第２条で定める所有者から八郎潟町空き家バンク利用促進報奨金請求書（別記様式）に町内の空き家を売買又は賃貸借することを証する書類を添えて町長に請求があった場合に交付するものとする。

（その他）

第５条　この要綱に定めのない事項については、八郎潟町財務規則（平成７年八郎潟町規則第８号）の定めるところによる。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。